

## 公的研究費の使用に関する行動規範

高田短期大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の適正使用を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

1. 本学の教育職員及び事務職員（以下「教職員」という。）は、本学及び本学に在籍する研究者に個々に交付される公的研究費は本学が管理責任を有する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 本学の教職員は、公的研究費の使用にあたっては、関係法令等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 本学の教職員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
4. 本学の教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 本学の教職員は、公的研究費の使用にあたっては、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないように、公正に行動しなければならない。
6. 本学の教職員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識修得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。